

令和3年12月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 55 号)

久喜市立幼稚園管理規則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・ 1

(議案第 56 号)

久喜市就学援助規則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・ 5

久喜市立幼稚園管理規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則 (案)	現行規則 (旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき、久喜市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>(<u>教育年限</u>)</p> <p>第5条 幼稚園の<u>教育年限</u>は、3年とする。ただし、特別の場合は、2年又は1年とすることができる。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 学期は、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第7条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで</p> <p>(6) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、久喜市立幼稚園の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>(<u>保育年限</u>)</p> <p>第5条 幼稚園の<u>保育年限</u>は、3年とする。ただし、特別の場合は、2年又は1年とすることができる。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 学期は、次の3学期とする。</p> <p>___第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>___第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>___第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第7条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>開園記念日</u></p> <p>(5) 春季休業日 4月1日から4月8日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(7) 略</p>

(7) 学年末休業日 3月27日から3月31日まで

(8) 前各号に定めるもののほか、園長が教育上特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日

2 園長は、教育上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて休業日に授業を行うことができる。

(教育週数及び教育時間)

第9条 略

2 教育時間は、1日4時間を標準とする。

(行事等の届出)

第10条 教育活動の一環として行う遠足その他の行事については、実施7日前までに教育委員会に届けなければならない。

(職員)

第11条 幼稚園に次の職員を置く。

(1) 園長

(2) 副園長

(3) 教諭

2 前項に規定する職員のほか、必要に応じ、助教諭その他必要な職員を置くことができる。

(表簿)

第17条 幼稚園は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条に規定するもののほか、次の表簿を備えなければならない。

(1) 幼稚園沿革誌

(2) 修了証書授与台帳

(8) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(9) 前各号に定めるもののほか、園長が保育上特に必要と認め、教育委員会の承認を受けた日

2 園長は、保育上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて休業日に授業を行うことができる。

(保育日数等)

第9条 略

2 保育時間は、1日4時間を標準とする。

(行事等の届出)

第10条 保育活動の一環として行う遠足その他の行事については、実施7日前までに教育委員会に届けなければならない。

(職員)

第11条 幼稚園に次の職員を置くものとする。

— 園長

— 副園長

— 教諭

2 前項に規定する職員のほか、必要により、助教諭及びその他必要な職員を置くことができる。

(表簿)

第17条 幼稚園は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条に規定する表簿のほか、次に掲げる中欄の表簿を備え、それぞれ右欄に定める期間保存しなければならない。

番号	表簿の種類	保存期間
----	-------	------

- (3) 旧職員の名簿及び履歴書綴
- (4) 幼稚園要覧
- (5) 公文書綴
- (6) 統計表綴 学校教員統計調査規則（昭和28年文部省令第12号）、学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）及び学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）に基づき行われる調査の基礎となった資料等
- (7) 教育計画書綴
- (8) 職員の任免その他の進退に関する文書綴
- (9) 職員調査表
- (10) 職員旅行命令簿、職員超過勤務命令簿
- (11) 願書、届書綴
- (12) 職員会議録
- (13) 幼稚園日誌

略

- 2 前項の表簿中、第1号から第3号までの表簿は永年、第4号及び第6号から第9号までの表簿は5年、第10号から第13号までの表簿は3年、第5号の表簿は別に定める期間保存しなければならない。
- 3 第1項の表簿中第4号及び第9号の表簿は、毎年5月1日に作成したものを、同月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

1	幼稚園沿革誌	永久
2	修了証書授与台帳	永久
3	旧職員の名簿及び履歴書綴	永久
4	幼稚園要覧	5年
5	公文書綴	別に定める期間
6	統計表綴 学校教員統計調査規則（昭和28年文部省令第12号）、学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）及び学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）に基づき行われる調査の基礎となった資料等	5年
7	教育計画書綴	5年
8	職員の任免その他の進退に関する文書綴	5年
9	職員調査表	5年
10	職員旅行命令簿、職員超過勤務命令簿	3年
11	願書、届書綴	3年
12	職員会議録	3年
13	幼稚園日誌	3年

略

- 2 前項の表簿中、第4号及び第9号は、毎年5月1日現在で作成したものを同月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

様式第2号(第15条関係)

久 嘉 年 月 日

久喜市教育委員会教育長 様

幼稚園長

出 席 停 止 命 令 報 告 書

次のとおり、出席停止を命令しましたので報告します。

記

- 1 幼児の氏名
- 2 保護者の住所氏名
- 3 出席停止を命令した理由及び期間
- 4 出席停止を命令した年月日
- 5 その他参考事項

様式第2号(第15条関係)

久 第 年 月 日

久喜市教育委員会教育長 様

幼稚園長

出 席 停 止 命 令 報 告 書

次のとおり、出席停止を命令しましたので報告します。

記

- 1 幼児の氏名
- 2 保護者の住所氏名
- 3 出席停止を命令した理由及び期間
- 4 出席停止を命令した年月日
- 5 その他参考事項

久喜市就学援助規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(就学援助の対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象となる者は、市内に住所を有する児童、生徒若しくは入学予定者の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定による区域外就学をしている児童若しくは生徒の保護者のうち、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が就学援助費の支給をすることが必要と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次条第1項第5号の費目について入学前に支給を希望する者は、入学前年度に第2号のいずれかに該当する者又は生計を同じくする世帯全員の前々年の所得が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の1.3倍以下であるものとする。</p> <p>(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>(2) 当該年度又は当該年度の前年度に、次のアからクまでのいずれかに掲げる措置を受けた者</p> <p>ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止</p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の62の規定による事業税の減免</p> <p>ウ 地方税法第295条第1項の規定による市民税の非課税又は同法第323条の規定による市民税の減免</p> <p>エ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免</p> <p>オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条から第90条の2までの規定による保険料の減免</p>	<p>(就学援助の対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象となる者は、市内に住所を有する児童、生徒若しくは入学予定者の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定による区域外就学をしている児童若しくは生徒の保護者のうち、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が就学援助費の支給をすることが必要と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次条第1項第5号の費目について入学前に支給を希望する者は、入学前年度に第2号のいずれかに該当する者又は生計を同じくする世帯全員の前々年の所得が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の1.3倍以下であるものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>(2) 当該年度又は当該年度の前年度に、次のアからクまでのいずれかに掲げる措置を受けた者</p> <p>ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止</p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の62の規定による事業税の減免</p> <p>ウ 地方税法第295条第1項の規定による市民税の非課税又は同法第323条の規定による市民税の減免</p> <p>エ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免</p> <p>オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条から第90条の2までの規定による保険料の減免</p>

<p>カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定による保 険料の減免又は徴収の猶予</p>	<p>カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定による保 険料の減免又は徴収の猶予</p>
<p>キ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定による児童 扶養手当の支給</p>	<p>キ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定による児童 扶養手当の支給</p>
<p>ク <u>社会福祉協議会</u>が行う生活福祉資金の貸付け (3)・(4) 略 (就学援助の費目)</p>	<p>ク <u>埼玉県社会福祉協議会</u>が行う生活福祉資金の貸付け (3)・(4) 略 (就学援助の費目)</p>
<p>第3条 就学援助の対象となる費目は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略</p>	<p>第3条 就学援助の対象となる費目は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略</p>
<p>(8) <u>オンライン学習通信費</u> 2・3 略 (就学援助の費用)</p>	<p>2・3 略 (就学援助の費用)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>2 前項の規定による支給は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号 に定める方法により行うものとする。</p>	<p>2 前項の規定による支給は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号 に定める方法により行うものとする。</p>
<p>(1) 第3条第1項第1号、第2号、<u>第7号及び第8号</u>の費目に係る就学援助 費(次号に規定する場合を除く。) 年3回に分けて支給する。</p>	<p>(1) 第3条第1項第1号、第2号及び第7号 <u>の</u>費目に係る就学援助 費(次号に規定する場合を除く。) 年3回に分けて支給する。</p>
<p>(2) 第5条第4項に規定する者に対する第3条第1項第1号、第2号、<u>第7 号及び第8号</u>の費用に係る就学援助費 月割により支給する。</p>	<p>(2) 第5条第4項に規定する者に対する第3条第1項第1号、第2号及び第 7号 <u>の</u>費用に係る就学援助費 月割により支給する。</p>
<p>(3) 略 3 略</p>	<p>(3) 略 3 略</p>